

国立大学法人滋賀医科大学諸料金規程

平成17年7月1日制定
令和4年9月28日改正

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）における授業料その他の費用に関する規程（平成16年4月1日制定）、関係法令及び別段の定めるものを除く料金の徴収等について定める。

(法医学部門が実施する解剖に伴う検査受託料)

第2条 社会医学講座法医学部門が実施する解剖に伴う鑑定に必要な検査の受託料の額は別に契約書等により定めるものを除き、次の表のとおりとする。

番号	区 分	受 託 料
1	血液生化学検査	1 剖検体当たり 15,380 円
2	組織学的検査	1 試料当たり 7,230 円
3	薬毒物を含む中毒原因物質の定量定性検査 (1) アルコール類検査 (2) 一酸化炭素検査 (3) 眠剤・向精神薬検査	1 剖検体当たり 11,610円 13,440円 47,970円
4	ウイルス検査	1 剖検体当たり 33,000円
5	プランクトン検査	1 剖検体当たり 34,830円
6	血液型検査（組織化学的検査）	1 剖検体当たり 60,190円
7	精液検査	1 剖検体当たり 19,450円
8	血液型検査（凝集法）	1 剖検体当たり 5,500円
9	簡易薬物検査	1 剖検体当たり 6,930 円
10	心機能生化学検査	1 剖検体当たり 13,340円

(法医学部門が実施する解剖に伴う消耗品料)

第3条 社会医学講座法医学部門が実施する解剖に伴う感染症等の危険防止のために必要な消耗品料の額は別に契約書等により定めるものを除き、次の表のとおりとする。

区 分	料 金
解剖に伴う消耗品	1 解剖従事者につき 1, 9 4 0 円
解剖施設のフィルター交換	1 体当たり 2, 0 5 0 円

(指定動物検疫料)

第 4 条 動物生命科学研究センターにおける指定動物（サル）の検疫料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	検 疫 料
法定係留検疫（飼育費用を含む）を受託する場合	1 頭につき 7 5, 0 0 0 円
国内導入検疫（飼育費用を含む）を受託する場合	1 頭につき 5 1, 0 0 0 円

(サル等飼育料)

第 5 条 動物生命科学研究センターにおけるサル等飼育料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	飼 育 料	
	学外者向け	学内者向け
サルの飼育	1 頭 1 日につき 1, 1 0 0 円	1 頭 1 日につき 3 8 2 円
サルの飼育 (人工哺育)	1 頭 1 日につき 6 6 0 円	
マウスの飼育		1 頭 1 日につき 1 3 円
ラットの飼育		1 頭 1 日につき 3 0 円
モルモットの飼育		1 頭 1 日につき 5 6 円
ウサギの飼育		1 頭 1 日につき 1 5 4 円
イヌの飼育		1 頭 1 日につき 2 6 6 円
ブタの飼育	1 頭 1 日につき 1, 2 0 0 円	1 頭 1 日につき 5 4 7 円

注 1：「学内者」とは、売払い相手が本学の常勤職員、非常勤職員、客員教授、客員准教授、客員講師、客員助教、客員助手及び外国人客員研究員をいい、「学外者」とは学内者以外をいう。

(サル売り払い料)

第 6 条 動物生命科学研究センターが所有するサルの売り払い料の額は、別表 1 のとおりとする。

第7条 この規程に定めるもののほか、動物生命科学研究センターにおける動物飼育に係る利用者負担金及び実験実習支援センターにおける利用負担金は、別に定める。

(職員証等再発行手数料)

第8条 職員証・学生証・入校カードの紛失、破損等による再発行手数料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	再発行手数料
紛失による場合（返納を伴わないもの）	1枚当たり 2,000円
破損,汚損による場合(返納を伴うもの)	1枚当たり 1,500円

2 前項の再発行手数料は、再発行時に徴収するものとする。

(遠隔病理診断業務受託料)

第9条 病理学講座分子診断病理学部門における遠隔病理診断業務受託料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	受 託 料
遠隔病理診断業務委託料Ⅰ	1件につき2,900円
遠隔病理診断業務委託料Ⅱ	1件につき3,920円
待機料	1件につき6,110円

(コンサルテーション業務受託料)

第10条 病理学講座分子診断病理学部門における病理診断に対するコンサルテーション業務受託料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	受 託 料
コンサルテーション業務委託料	1件につき4,580円

(遺伝学的検査受託料)

第11条 内科学講座（循環器内科）における遺伝学的検査受託料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	受 託 料
LQTS 遺伝学的検査	1件につき 81,480円
肥大型心筋症（HCM）遺伝子診断検査	1件につき 50,926円
Fabry 病遺伝学的検査	1件につき 40,740円

その他の遺伝学的検査	1件につき 40,740円
------------	---------------

(MR I 装置利用料)

第 12 条 実験実習支援センター及び神経難病研究センターにおけるMR I 装置の利用料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	MR I 利用料		
	学外者向け		学内者向け
	基本料金	加算	
MR I 装置 3 T	1日につき 352,000 円 1時間につき 44,000 円	本学の教職員が操作協力をを行う場合は、1回の依頼につき 20,000 円を加算する。	1年度につき 400,000 円 1日につき 3,000 円 1時間につき 1,000 円
MR I 装置 4.7 T			1年度につき 400,000 円 1日につき 3,000 円 1時間につき 1,000 円
MR I 装置 7 T			1年度につき 240,000 円 1日につき 3,000 円 1時間につき 1,000 円

注 1：「学内者」とは、利用者が本学の常勤職員、非常勤職員、客員教授、客員准教授、客員講師、客員助教、客員助手及び外国人客員研究員をいい、「学外者」とは学内者以外をいう。

(動物実験 (サル) 研究支援・技術支援料)

第 13 条 動物生命科学センターで実施する動物実験 (サル) の研究支援・技術支援料の額は、別表 2 のとおりとする。

(実験実習支援センター機器利用料)

第 14 条 実験実習支援センターにおける機器利用料の額は、別表 3 のとおりとする。

附 則

この規程は、平成17年7月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年1月16日から施行し、平成17年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年8月21日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年5月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年5月21日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年7月10日から施行し、平成20年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年10月21日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年11月11日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年7月13日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月23日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年7月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年5月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年5月27日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

ただし、第9条及び第10条の規定は、平成25年5月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年2月5日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年6月3日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月8日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

ただし、第6条の規定は、平成27年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年9月15日から施行し、平成28年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年5月7日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年8月22日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月5日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。